

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
このたび、「保医発1130第3号」により下記の検査項目に
検査実施料の新設および算定条件の追加が通知されましたので
ご案内いたします。

敬 白

記

■ 適用日 平成 28年 12月 1日から適用

■ 新規保険収載項目

検査項目	保険点数
F I P 1 L 1 - P D G F R α 融合遺伝子検査	3300 点

▼詳細内容
【新設項目】

検査項目	保険 点数	判断料	診療報酬 点数表区分	備考
F I P 1 L 1 - P D G F R α 融合遺伝子 検査	3300点	血液学的検査判 断料 (※2:125点)	「D006 -2」造血器 腫瘍遺伝子 検査及び 「D006 -3」Maj or BCR -ABL 1 の「2」mR NA定量(1 以外のもの)	ア, F I P 1 L 1 - P D G F R α 融合遺伝子検査は、区分番号「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査及び区分番号「D006-3」Major BCR-ABL1の「2」mRNA定量(1以外のもの)の所定点数を合算した点数を準用して算定する。 イ, 本検査は、二次性好酸球増加症を除外した上で、慢性好酸球性白血病又は好酸球増多症候群と診断した患者において、治療方針の決定を目的としてFISH法により測定した場合に、原則として1回に限り算定できる。ただし、臨床症状・検査所見等の変化を踏まえ、治療法を選択する必要がある。本検査を再度実施した場合にも算定できる。 ウ, 本検査を算定するに当たっては、本検査を必要と判断した理由、検査結果、診断名、選択した治療法及び本検査を再度実施した場合にはその理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。